

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定理由

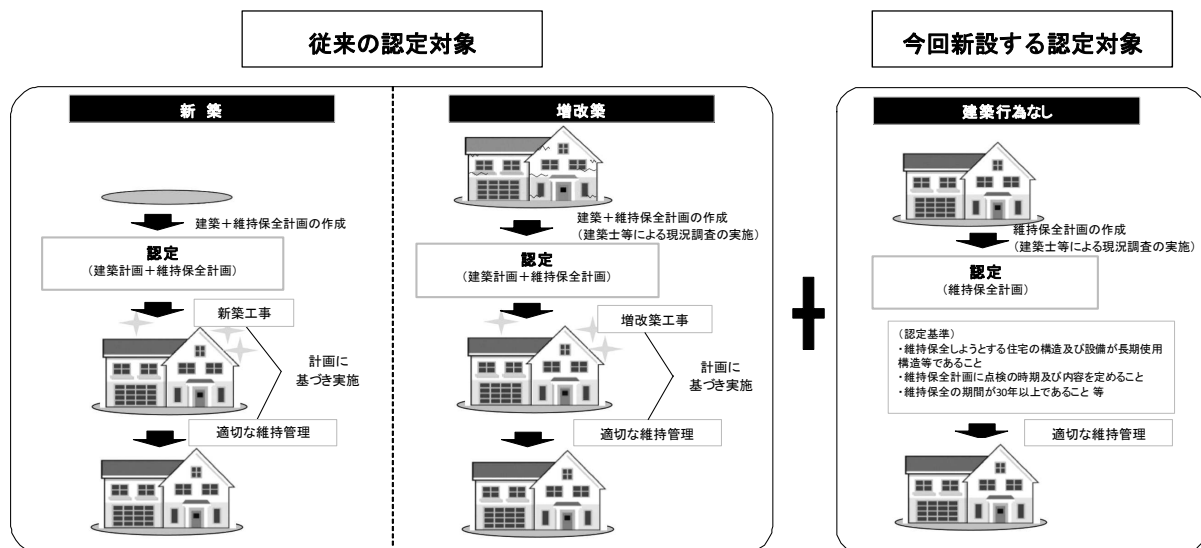
長期優良住宅の普及の促進に関する法律が一部改正されたこと及び建築基準法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をするもの

- ・改正長期優良住宅の普及の促進に関する法律…令和 3 年 5 月 28 日公布（令和 4 年 10 月 1 日施行）
- ・改正建築基準法……………令和 4 年 5 月 20 日公布（令和 4 年 5 月 31 日施行）

2 改正の内容

【①長期優良住宅関係】

優良な既存住宅について、建築行為（新築、増築又は改築）を伴わなくとも長期優良住宅の認定を受けられる制度が創設されたことに伴い、その認定申請手数料等を新たに追加するもの



【②建築基準法関係】

災害対策を目的とした応急仮設建築物の許可について、これまで許可期間が 2 年までとされていたが、さらに 1 年延長することができる旨の規定が建築基準法の一部改正により追加され、同法に項ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例の許可申請手数料の項ずれを解消するもの一例として（仮設興行場等の許可審査の場合）

改正前	改正後
建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づく許可の申請に対する審査	建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく許可の申請に対する審査

3 施行期日

- ①令和 4 年 10 月 1 日（法の施行期日と同日）
- ②公布の日